姫路市危機管理基本指針

令和6年度(2024年度)改定

姫 路 市

目 次

第1	章 1	総 則 •••••••••••••••••••••••••••••••••••	1
	2	主旨	
	3	定義	
	4 5	危機の種類及び本指針が対象とする危機 「危機管理基本指針」と「個別マニュアル」との関係	
	6	青 務	
第2	2章	危機管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1	組織	
	2	危機レベルの設定及び体制(組織)	
第3	3章	事前対策 ••••••••••••	9
	1	危機管理体制の整備	
	2	職員研修・訓練の実施 資機材等の整備	
	4	関係機関等との連携	
	5	予防対策	
第∠	1章	応急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1	的確な情報処理	
	2	対処方針等の決定	
	3 4	被害者の保護・救済 被害の拡大防止	
	5	広報活動及び情報収集	
第5	5章	事後対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	1	安全性の確認と市民等への周知	
	2	復旧の推進	
	3	分析・評価	
	4 5	「個別マニュアル」の見直し 「市危機管理推進会議」への報告	
第6	6章	「危機管理個別対応マニュアル」の整備・・・・・・	13
2,0	1	整備内容	
	2	策定の手順・方法	
	3	見直し	
別	紙	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	14
	1	別表1「危機の種類(対象事態)及び主管部局」	
	2	別表2「危機管理個別対応マニュアル構成例」	
	3	危機発生時対処フロー図	

1 月 的

市民及び滞在者(以下「市民等」という。)の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対し、本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定め、本市各局、本部、会計管理者、委員会及び委員(以下「各局等」という。)が関係機関等と相互に連携協力し、迅速かつ効果的に対処することにより、危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限にくい止め、もって市民等の安全・安心を確保することを目的とする。

2 主旨

- (1) 危機に対する各局等の危機管理体制の強化
- (2) 危機の発生レベルに応じた対処体制の構築
- (3) 市民等への迅速かつ円滑な広報及び報道機関への一元的な情報提供の実施
- (4) 各局等の責務及び事前対策・応急対策・事後対策の基本的事項の明確化
- (5) 各局等における危機管理個別対応マニュアル(以下「個別マニュアル」という。)の整備
- (6) 全職員の危機管理意識向上を目的とした研修・訓練の実施

3 定 義

本指針で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。なお、この定義は、原則として各局等の個別マニュアルにおいても統一して使用する。

(1) 危 機

市民等の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 危機管理

危機発生の予防、発生時の迅速かつ的確な対処、速やかな市民生活の復旧

(3) 事前対策

危機管理体制の整備、職員研修・訓練の実施、予防対策

(4) 応急対策

的確な情報処理、対処方針等の決定、広報活動及び情報収集

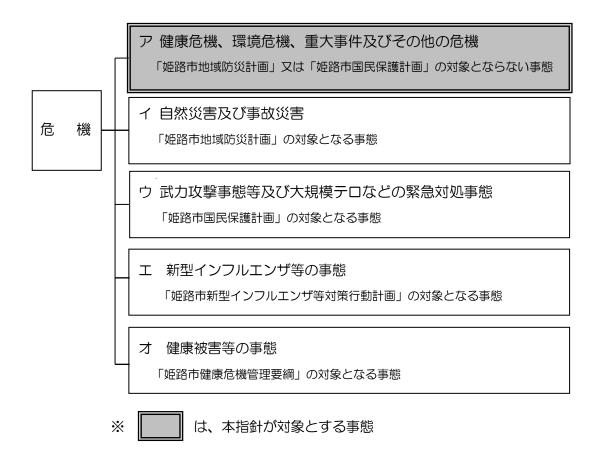
(5) 事後対策

復旧の推進、分析・評価、個別マニュアルの見直し

4 危機の種類及び本指針が対象とする危機

(1) 危機の種類

本市においては、危機を次の5つに分類する。



(2) 対象とする危機

本指針は、「ア 健康危機、環境危機、重大事件及びその他の危機」について対処方針を定めるものであり、「イ 自然災害及び事故災害」、「ウ 武力攻撃事態等及び大規模テロなどの緊急対処事態」、「エ 新型インフルエンザ等の事態」及び「オ 健康被害等の事態」については、それぞれの計画に基づき対処する。

なお、本市が対象とする危機の種類(対象事態)及び主管部局は、別表1のとおりとする。

5 危機管理基本指針と個別マニュアルとの関係

- (1) 本指針は、本市における危機管理の基本的枠組みを示すものであり、個別マニュアルは、 各局等における個別の危機に対する具体的な対応策を示すものである。
- (2) 個別マニュアルで想定していない危機や対策不十分な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、本指針を参考にしながら、関係機関等と連携し、危機対策を講じるとともに、順次、個別マニュアルの整備を進めていく。

6 責 務

(1) 職員

平常時から、起こりうる危機を想定し、その未然防止対策や応急対策の検討を行うなど、 常に危機管理の視点を持って業務にあたるとともに、必要な知識や技術の習得に努めるもの とする。

また、危機や危機かどうかの判断が必要な情報を入手したときは速やかに危機管理責任者 (※P4参照)へ報告を行うものとする。

(2) 各部局の責務

平常時から本市が対象とする危機に対するマニュアルを整備し、危機発生時には情報収集 等の初動措置を講じるなどマニュアルに基づき迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

(3) 危機管理室の責務

危機発生時において、関係部局間の調整等に当たるとともに、主管部局の危機への対処について支援を行う。

また、所管が不明確な危機が発生した場合は、危機管理室が初動対応を行うなど迅速な対応に努めるものとする。

本指針の別表1に定められた危機が発生した場合、主管部局は、個別マニュアルに基づき当該 危機に対処し、危機管理室はそれを支援する。

ただし、危機かどうかの判断が必要な事態については、危機調整会議(※P5 参照)を開催し対処方針等を調整する。

1 組 織

(1) 副市長

市における危機管理に関する事務を統括する。

- (2) 統合教育監・医監・技術管理監・防災審議監・スポーツ監・危機管理担当理事本市における危機管理について副市長を補佐する。
- (3) 危機管理室長

危機管理室長は、本市における危機管理について統合教育監、医監、技術管理監、防災審議監、スポーツ監及び危機管理担当理事を補佐する。

(4) 危機管理責任者

各局に危機管理責任者を設置し、主な役割等は以下のとおりとする。

- ア 所管部局において、危機や危機になると予測される情報を入手したときは速やかに危機管理室へ報告する。
- イ 所管部局と危機管理室との情報伝達などの連携に努める。
- ウ 所管部局において、職員の危機管理意識の向上に努めるなど、危機管理に関して中心的 な役割を担う。
- エ 危機管理責任者は、各局庶務担当部長等をもって充てる。
- (5) 危機管理室
 - ア 危機管理対策の計画及び事業の総合調整を行う。
 - イ 危機管理に係る調査研究を行う。
 - ウ 危機管理に係る初動体制の確立及び総括を行う。
 - エ 危機管理意識の啓発を行う。
 - オーその他危機管理対策を行う。

(6) 危機管理推進会議

危機の発生に備え、平常時から庁内での情報を共有するため危機管理推進会議を開催する。

- ア 市長、副市長、関係する理事級の職員により構成する。
- イ 同会議は、必要に応じて開催する。
- ウ事務局は、危機管理室が務める。
- エ その他詳細については、別途要綱、要領等で定める。

(7) 危機調整会議

危機かどうかの判断が必要な事態発生時に対処方針等を調整する。

設置基準	危機かどうかの判断が必要な事態が発生したとき		
議長	危機管理担当理事		
副議長	危機管理室長		
構成	当該事態を所管する局の職員、当該事態に関係する職員の内から		
	危機管理担当理事が指名する者		
設置場所	災害対策本部 会議室		
役 割	• 危機として取り扱うかどうかの判断及びその対処方針の検討		
	・危機レベルの決定		
	・所管が不明確な場合は、主管対応局を決定		
	【危機として取り扱う判断基準】		
	・不特定多数の市民の生命、身体及び財産に重大な被害又は影響		
	をおよぼす恐れがあるかどうか		
	• 市民生活に重大な不安や不信を与える恐れがあるかどうか		
	• 行政運営に重大な支障を来たす事態等に対し、庁内で組織的に		
	対応することが必要かどうか		
事務局	危機管理室、発生した事態を所管する室・課		

2 危機レベルの設定及び体制(組織)

(1) 「危機レベル」に応じた対処体制

発生した危機の規模や被害状況等に応じて、危機レベルを3段階に分類し、そのレベルに応じた体制を構築する。

なお、危機の規模や被害状況等が発生時より拡大した場合には柔軟かつ速やかにより高いレベルに移行させ、現状に即した対処を行う。

(2) 報道機関への一元的な情報提供体制

主管部局は、「危機レベル1」及び「危機レベル2」において、記者発表や取材対応など報道機関への一元的な情報提供を迅速かつ円滑に行うため、「危機対策広報担当者」を設置する。

また、危機管理室は、「危機レベル3」において、統合教育監、医監、技術管理監、防災審議監、スポーツ監又は危機管理担当理事のうち本部長が指名する者を室長とする「危機対策広報室」を設置する。

○危機レベルと体制

危機レベル	危機の内容	体	制
% I			
レベル 3	・特に緊急な対処が必要	危機対策本部	₩Ⅱ
	• 甚大かつ広範な人的・物的被害	危機対策広報室	
	• 特異な危機事態		
レベル 2	・緊急な対処が必要	危機警戒本部	₩Ⅲ
	・重大な人的・物的被害		
レベル 1	• 危機の兆候	主管局危機対策会議	*II
	・軽微な人的・物的被害		

- ※I 危機対策本部及び危機対策広報室のその他詳細については、危機管理室が別途規程等で定める。
- ※Ⅲ 危機警戒本部及び主管局危機対策会議のその他詳細については、主管部局が別途要綱、 要領等で定める。

○危機対処体制(組織)

(1) 危機対策本部

設置基準	レベル 3		
本部長	市長		
副本部長	副市長		
構成	統合教育監、医監、技術管理監、防災審議監、スポーツ監、危機		
	管理担当理事、主管局長、関係局長等		
設置場所	災害対策本部 会議室		
役 割 ・危機についての情報収集及び対処方針の決定			
	• 危機対策の実施		
	• 国や関係機関との連絡調整		
設置通知	本部長は、危機対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県知		
	事、関係機関及び報道機関に通知する。		
事 務 局	発生した事態を所管する室・課、危機管理室		
本部の廃止	本部長は、危機対策が概ね完了したと認めたときは、危機対策本		
	部を廃止する。廃止通知は、設置通知に準じて行う。		

(2) 危機警戒本部

設置基準	レベル 2		
本部長	副市長※		
副本部長	② 副市長		
	②統合教育監、医監、技術管理監、防災審議監、スポーツ監又は		
	危機管理担当理事のうち、本部長が指名する者		
	③主管局長		
構成	関係部長		
設置場所	主管局庶務担当課が指定する場所又は災害対策本部 会議室		
役 割	・危機についての情報収集及び対処方針の決定		
	• 危機対策の実施		
	・国や関係機関との連絡調整		
事務局	発生した事態を所管する室・課、危機管理室		

※ 本指針が別表1で対象とする事態について、主管局等を所管する副市長が事務を統理する。なお、主管局等を所管する副市長に事故があるときは、他の副市長がその職務を代行する。

(3) 主管局危機対策会議

設置基準	レベル 1	
議長	主管局長	
構 成 関係部・課長、危機管理室主幹		
設置場所	主管局庶務担当課が指定する場所又は災害対策本部 会議室	
役 割	・危機についての情報収集及び対処方針の決定	
	・国や関係機関との連絡調整	
事 務 局	発生した事態を所管する室・課、危機管理室	

○情報提供体制(組織)

危機対策広報室

設置基準	レベル 3		
室長	統合教育監、医監、技術管理監、防災審議監、スポーツ監又は危		
	機管理担当理事のうち本部長が指名する者		
設置場所	防災センター会議室等		
運営担当	発生した事態を所管する室・課、広報課、危機管理室		
役 割	記者発表や取材対応など報道機関への一元的な情報提供		

第3章 事前対策

1 危機管理体制の整備

各局等は、危機ごとに各担当の設置、任務分担及び緊急連絡ルート等を明確にするなど動員 計画及び基準など各局内における組織及び体制の整備を行う。

2 職員研修・訓練の実施

各局等は、職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図るため、想定される危機に応じた研修・ 訓練を計画的かつ実践的に実施する。

3 資機材等の整備

各局等は、所管する危機発生時の応急対策に必要な資機材等を整備する。また、保管することに支障のある資機材等については、危機発生時に円滑に調達できる体制等をあらかじめ整備しておく。

4 関係機関等との連携

各局等は、危機発生時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう自衛隊、兵庫県、兵庫県 警察本部、病院などの医療機関、公共交通機関やライフライン、その他報道などの関係機関等 との連携協力体制を確保する。

5 予防対策

(1) 危機の分析・整理による事前防止

各局等は、日常より被害の未然防止と軽減に努めるため危機に関する情報収集を行う。特に他都市で発生した危機については、情報収集を行うとともに、その原因、市内での発生可能性、対処策等を分析・整理し、本市における予防対策を講じるとともに、危機事態が発生した場合に円滑な応急対策が実施できるよう備える。

(2) 市民等への普及・啓発

各局等は、所管する危機の発生防止、被害軽減、風評被害の防止等を図るため、関係機関等と連携し、市民等に対して具体的な危機の発生を想定した場合の対処方法について普及・ 啓発を行う。

1 的確な情報処理

各局等は、危機が発生した場合、状況に応じて関係機関等と密接に連携するほか、あらゆる 方策を講じて情報収集活動を実施する。

収集した情報は、伝達系統に基づき速やかに危機管理室をはじめ関係部局及び関係機関等に 伝達し、情報の共有化を図る。また、収集した情報については、情報内容別等に整理するとと もに的確な分析を行い、その後の対処方針の決定などに活用する。

2 対処方針等の決定

各局等は、危機調整会議において決定された危機レベルに応じた体制(組織)をいち早く確立するとともに、収集された情報を分析・検討し、当該危機への対処方針等を決定する。危機管理担当理事は、危機調整会議において決定した方針等を速やかに市長に報告する。

3 被害者の保護・救済

危機発生直後において各局等は、関係部局及び関係機関等との連携のもと市民等の生命、身体及び財産を守ることを最優先に諸活動を実施する。その際、二次災害の発生を留意し、安全を確保した上で、迅速かつ確実に被害者の救出・救助活動を実施するとともに、負傷者等に対して必要な措置を行う。

また、危機が中長期に及ぶ場合は、市民等の健康不安、体調変化などの問題を早期に発見するための必要な措置を行う。

4 被害の拡大防止

各局等は、被害の拡大防止のため、事故等の発生場所周辺の安全を確保する必要が生じた場合、周辺住民に対して速やかな立入制限、進入禁止、周辺住民の避難誘導など必要な措置を行うとともに、関係機関等に対しても必要な措置を要請する。また、周辺住民や関係機関等にも速やかにその対処方法等を周知する。

5 広報活動及び情報収集

各局等は、危機が発生した場合に、発生した危機の事実関係、本市の応急対策内容・方針、 今後の見通しなどについて、いち早く市民等に広報し、パニックや流言流布の防止等に努める とともに拡大被害・二次被害などへの不安感を解消するため、迅速かつ円滑に情報提供を実施 する。

(1) 市民等への広報

ア主な項目

- 危機の発生状況
- ・拡大災害や二次災害の危険性の有無
- ・市民等がとるべき対処方法等
- ・本市が実施している応急対策の実施状況
- ・高齢者等要援護者への支援の呼びかけ
- ・ ライフライン等生活関連情報

イ 主な手段

- ・報道機関の活用
- 広報車及び防災行政無線
- 市のホームページ
- ・メール、ファックス
- ケーブルテレビ、FMラジオ
- SNS、防災アプリ
- チラシ、広告など

(2) 報道機関への情報提供

ア 広報担当者

各局等は、「危機対策広報担当者」を設置し、記者発表や取材対応など報道機関への一元的な情報提供を迅速かつ円滑に行う。

イ 提供時期

危機発生直後は、その時点で確認できた内容を憶測や感想を混同することなく積極的に 随時情報提供を行う。

また、危機がその内容・規模等により長期・継続化する場合は、提供頻度を随時から定期的に切り替えるとともに、情報の内容についてもそれまでの経過を整理した既発表情報と追加情報とを区別して情報提供を行う。

(3) 市民相談窓口の設置

必要に応じて市民相談窓口を設置し、市民等からの問い合わせや要望に対応するとともに、被害状況等の情報を把握する。

第5章 事後対策

- 1 安全性の確認と市民等への周知
 - (1) 各局等は応急対策が概ね完了した時、関係部局及び関係機関等と協力し、早急に安全性の確認を行う。
 - (2) 安全性の確認がなされた場合は、報道機関に情報提供を行うとともに、市民等への周知を図る。
 - (3) 必要に応じて市民等に対し安全宣言を行うほか、風評被害の防止に努める。

2 復旧の推進

各局等は、関係機関等と連携・協力し、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に 抑えるため、迅速かつ円滑に復旧の推進を図る。

3 分析·評価

(1) 原因分析

各局等は危機管理室と協議し、危機の発生・拡大原因の分析を行う。

(2) 危機対策の評価

各局等及び危機管理室は、各々が行った危機対策の自己評価を行う。

危機管理室は、各局等からの危機の全体報告及び各々の危機対策の評価結果をもとに、総合評価するとともに全庁的な視点から危機対策の見直しの必要性を判断する。

4 「個別マニュアル」の見直し

各局等は、前記の分析・評価結果を踏まえ、「個別マニュアル」の見直しを行う。

5 「危機管理推進会議」への報告

各局長等は、危機の発生原因及び危機対策の評価結果等を「危機管理推進会議」に報告する。

第6章 「危機管理個別対応マニュアル」の整備

1 整備内容

各局等は、別表1「本指針が対象とする事態」について、危機管理室と協議・調整のうえ、 個別マニュアルを策定し、危機管理室に提出する。

危機管理室は、本指針の対象となっている危機に関する規程・計画・マニュアル等を一元管理する。

2 策定の手順・方法

個別マニュアルの策定作業は、下記の手順・方法により行う。

(1) 策定実態の把握

個別マニュアルを効率よく整備していくために、各局等は、まず、別表 1 「本指針が対象とする事態」について、該当する危機の種類(対象事態)ついて各担当部署でどのようなマニュアルが策定されているかを把握する。

(2) 策定方針の決定

各局等は、個別マニュアルの策定が必要と判断された場合、どのような種類のマニュアルが必要とされるかを検討し、策定方針を決定する。

(3) 目的や基本方針の決定

各局等は、危機対策の目的や基本方針を決定する。

(4) 問題点及び課題の抽出

各局等は、想定する危機について危機レベル及び各危機レベルにおける危機対処策を設定するが、その設定にあたっての問題点及び課題を抽出する。

(5) 個別マニュアルの策定

ア 必要に応じて別表2「危機管理個別対応マニュアル構成例」を参考に全体構成をつくる。

イ 具体的な実施事項とその手順・方法が明らかになるように、各項目の検討・決定すべき 事項を抽出し、危機管理室及び関係各局等と十分に協議・調整のうえ策定する。

3 見直し

各局等は、常に社会情勢の変化に対応できるように適宜、個別マニュアルの見直しを行うと ともに、見直しを行った個別マニュアルを危機管理室に提出する。

特に、次に掲げる状況が発生した場合には、原則として見直しを行う。

- (1) 本市が危機管理に関する新たな施策を決定したとき
- (2) 個別の危機に関連する法令、制度、安全基準等の新設・改定があったとき
- (3) 危機対策の分析・評価の結果、不足・不備が判明したとき
- (4) 組織改正及び人事異動等により内容及び連絡体制等に変更があったとき

危機の種類(対象事態)及び主管部局

別 表 1

危	幾の種類 (対象事態)	主管局等		
針が対象とする事態((「姫路市地域防災計画」・「姫路市国民保護計画」・「姫路市新型インフルエンザ等対策計画」「姫路が	市健康危機管理要綱」の対象とならない事態)		
健康危機	学校給食による食中毒	教育委員会		
连 冰 店 城	水道水による健康被害	上下水道局		
	家畜伝染病	農林水産環境局		
環 境 危 機	環境汚染事故(大気・水質・土壌)	農林水産環境局		
垛况危饭	産業廃棄物の不法投棄	農林水産環境局		
	庄未光来初UJ1小公技未	辰怀小庄垛垷问		
	暴動・凶悪連続犯罪その他重大事件等の市内発生			
	爆発する恐れのある不発弾の処理	危機管理室		
重大事件•事故等	ライフライン(電気・水道・ガス・電話)の大規模な停止			
里八争什・争以守	姫路動物園からの危険動物脱走事故	観光経済局		
	学校施設における事件・事故	教育委員会		
	(不審者進入による生徒・職員への傷害事件を含む)			
	渇水・凍害対策	上下水道局		
その他の危機(行政)	運営に重大な支障を来たす事態等)	各局等		
参考:「姫路市地	也域防災計画」が対象とする事態			
自然災害	自然災害(地震・津波)			
	自然災害(台風・暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮)	「姫路市地域防災計画」に基づく		
	口が火口 (口川 茶川 茶川 茶川 大川 口川)			
	航空事故(航空機墜落・衝突)			
	海上事故(船舶の大規模火災・油流失・沈没)]		
	鉄道事故(車両の大規模脱線・衝突)			
= + · · · · =	道路事故(高速道路及びトンネル内での大規模衝突・火災)			
事 故 災 害	危険物事故(危険物及びガスの漏洩・流出・爆発)	「姫路市地域防災計画」に基づく		
	大規模火災・爆発(ビル・工場・コンビナート・山林)			
	放射性物質の事故(放射能の漏洩・汚染)			
	建物崩壊事故(建物・大規模工作物の倒壊)			
	群衆事故(イベント・祭り等でのパニック・転倒による圧死)			
参考:「姫路市国	国民保護計画」が対象とする事態			
	着上陸侵攻			
武力攻撃事態等				
以刀以掌争忠守	弾道ミサイル攻撃	「姫路市国民保護計画」に基づく		
	航空攻撃			
EV A ++ hn == +k	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃			
緊急対処事態 (大規模テロ)	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	「姫路市国民保護計画」に基づく		
() () () () ()	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	・、足品や色の木皮が色。に至り、		
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃			
参考:「姫路市新	f型インフルエンザ等対策行動計画」が対象とする事態			
新型インフル	感染症法第6条第7項に定める新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に	「姫路市新型インフルエンザ等対策		
エンザ等事態	規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る)	行動計画」に基づく		
参号· 姫路市俊	津康危機管理要綱」が対象とする事態			
	重大な感染症(新型インフルエンザ等を除く。)			
	大規模な食中毒	「姫路市健康危機管理要綱」に基づく		
健康危機	劇毒物漏洩・流出			
	食品による健康被害			
	医薬品等による健康被害			

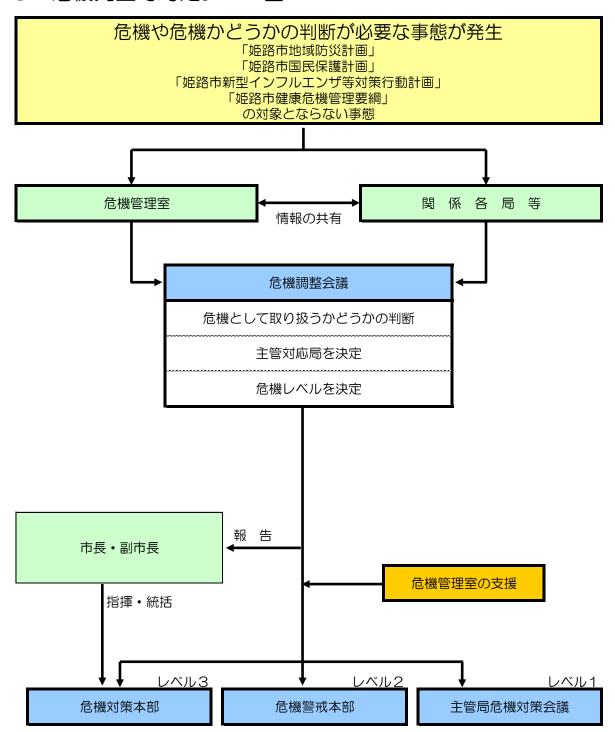
2 危機管理個別対応マニュアル構成例 別表 2

大 項 目			
中項目	小項目	細項目	主 な 内 容

第	第1章 総 則					
	1 目的		マニュアル作成の目的			
	2 主旨		危機対策の基本方針			
	3 定 義	(1) 用語の定義	対処方針、各局等の役割分担、留意事項など			
		(2) 対象とする危機事態				
第	第2章 事前対策					
	1 危機管理体制の整備	(1) 情報収集体制の整備	担当の設置、任務分担、収集項目など			
		(2) 組織の整備	各局及び部(課)対策会議等の設置、所掌事務、			
			構成員など			
		(3) 動員体制の整備	各局及び部(課)における動員計画、基準など			
		(4) 緊急連絡網の整備	各局及び部(課)、関係局・関係機関等への連絡先			
			及び連絡ルートなど			
	2 職員研修・訓練の実施	(1) 職員研修の実施	職員の危機管理意識の向上、研修内容など			
		(2) 訓練の実施	実施方法、実施内容など			
	3 資機材等の整備	(1) 応急資機材等の整備	品目、数量、保管場所など			
		(2) 協定等による調達体制の整備	品目、数量、調達先など			
		(3) 医薬品等の備蓄	品目、数量など			
		(4) 操作方法、取り扱い				
	4 関係機関等との連携		連携すべき関係機関等、連携内容(平常時及び危機			
			事態発生時)など			
	5 予防対策	(1) 危機事態の分析・整理による	全国で発生した危機事例の情報収集、分析・整理な			
		事前防止	2			
		(2) 市民等への普及・啓発	危機対処方法等についての普及・啓発方法など			
第	第3章 応急対策					
	1 的確な情報処理		情報収集体制の強化、通報・連絡事項、通信手段、			
			情報の整理・分析方法など			

2 対処方針等の決定	(1) 主管局危機対	策会議の設置	危機管理室及び広報担当部局との協議連携、各
	(危機レベル1)		会議の構成員、対策の検討・調整事項、各会議
	 (2) 危機警戒本部の設置		→ の設置・移行・廃止基準及び手順、関係各局等
	(危機レベル2	2)	への要請要領など
	(3) 危機対策本部	 Nへの移行	移行基準及び手順、関係各局等の分掌事務など
	(危機レベル3		
3 被害者の保護・救済	(1) 活動要領		
	(2) 留意事項		
4 被害の拡大防止	(1) 活動要領		
TO STATE OF THE ST	(2) 留意事項		
	(3) 二次被害の防	ii:	 立入制限・禁止区域の設定要領、応急措置、監
			視体制など
	(4) 避難誘導		避難誘導要領、避難場所の設置・運営要領、応
			援要請等の関係機関との連携、安全確保等に係
			る留意事項など
5 広報活動及び情報収集	(1) 市民等への	ア 主な項目	危機事態の発生状況、被害状況、避難状況、二
	広報		次災害の危険性、市民等が取るべき対応方法、
			本市の対応状況、応急対策の実施状況、高齢者
			等要援護者への支援の呼びかけ、生活関連情報
			など
		イ 主な手段	広報媒体など
	(2) 報道機関へ	ア 広報担当者	「危機対策広報担当者」の設置、報道機関への
	の情報提供		応対要領など
		イ 提供時期	時期、提供にあたっての留意事項、危機管理室
			及び広報課との調整など
	(3) 市民相談窓口の設置		相談窓口・問い合わせ電話の設置など
第4章 事後対策	1章 事後対策		
1 安全性の確認と市民等への周			市民生活の安全性の確認、市民等への安全宣言、風
知			評被害の防止など
2 復旧の推進			生活再建と各種施設、ライフライン等の復旧など
3 分析•評価			危機事態発生原因の分析、危機対策の自己評価
4 「個別マニュアル」の見直し			分析・評価結果に基づく見直し
5 「危機管理推進会議」への報			危機対応についての全体報告、危機対策の分析・評
告			価結果等の報告、再発防止策など

3 危機発生時対処フロー図



※発生した事態によっては、危機調整会議を経ずに、即時に危機対策本部等を設置するなどフロー図に基づかない場合がある。

姫路市危機管理基本指針

平成19年11月 1日作成

平成22年 9月 1日改定

平成23年 9月16日改定

平成25年 4月 8日改定

平成26年 4月21日改定

平成27年 7月 1日改定

平成30年 4月 1日改定

令和 元年 9月 1日改定

令和 2年 4月 1日改訂

令和 4年 4月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改訂

発行: 姫路市

編集:姫路市政策局危機管理室